

原著論文の査読の手引き

200?年??月??日

情報メディア学会学会誌編集委員会

〇〇 先生

このたびはお忙しい中、原著論文（以下、論文と略す）の査読をしていただくこと誠にありがとうございます。この文書は査読をしていただく際の手引きとして作ったものです。参考にしていただければ幸いです。

1. 論文査読に対する基本的な考え方と査読者へのお願い

論文誌の発行は2つの意味を持ちます。

- (1) 会員やこの分野に興味を持つ読者に有用な情報を提供する。
- (2) 会員に研究発表の場を提供する。

(2)の意味からすれば、すべての投稿論文を掲載するのがよいかもしれませんが、(1)の意味からすれば、何でも掲載するというわけにはいきません。したがって、この2つのバランスをとるために査読を実施し、その結果によって編集委員会が採否を決めます。その手順については3をご覧ください。

投稿者の名前と所属は査読者に原則として伏せることにいたします。これは査読が先入観無しに公平に行われることを象徴的に示すためです。投稿者が高名であるか否かに依らず、内容に依り評価することによって、無名の新人にも発表の機会を与え、その結果、この学問分野の将来の発展にも資することができると考えます。

査読は基本的に加点方式で行ってください。具体的には査読報告書に記載の説明をご覧ください。なお、査読者が論文の内容と価値について全ての責任を負うことには無理があり、論文の内容の最終責任は著者が負うべきであって、その価値は読者が見出すものであると考えます。

ご多用中恐縮ですが、読者に対するサービス、著者に対するサービスのいずれの観点からも1ヶ月以内の迅速な査読をお願いします。また、著者への照会は1回に止めてください。これは査読者と投稿者の間で過度の討論に陥ることを避けるためです。見解の相違が残る場合には、査読者という立場を離れて誌上討論等で問題を提起してくださるようお願いいたします。

2. 論文の種類

原著論文の種類は次に示すとおりです。

- ・ 研究論文

- ・事例研究論文：関連する研究者や同業者に「知識の共有」のメリットを与えるものであること。そうであれば、失敗事例でも良い。また、開発論文も事例研究論文に含まれる。
- ・調査論文：調査を行い、その結果を分析したもの。調査には、たとえば、アンケート調査、歴史的事実の調査などが含まれる。
- ・サーベイ・ペーパー：ある主題についてこれまでに発表された文献や知見をサーベイし、一定の視点から分析・整理した論文。

なお、本学会誌には、上記以外に原著論文ではない論文として、「レター」と「資料的価値のある論文」がありますが、これらは査読の方針と仕方が異なるため、ここでは述べません。詳しくは投稿規則をご参照ください。

3. 査読の手順

原著論文の場合は、次に示す手順で編集委員会が採否を決定し、編集委員長名で投稿者に通知します。

- 1)編集委員会が担当編集委員（メタレビュアー）と査読者2名を選任し、査読者に査読を依頼する。メタレビュアーと査読者は投稿者には匿名とする。また、投稿者名は査読者には原則として伏せる。
- 2)査読者は論文を査読し、結果と意見を所定の査読報告書に記入して、メタレビュアーに報告する。
- 3)メタレビュアーは査読報告を受けて、編集委員会の了解の下で採否を決定し、理由を付して編集委員長に報告する。それを編集委員長が投稿者に通知する。
 - ・査読者の意見がともに「採録」の場合は「採録」とする。
 - ・査読者の意見がともに「不採録」の場合は「不採録」とする。
 - ・査読者2名の意見が「採録」と「不採録」とに分かれた場合は、編集委員会の了解の下でメタレビュアーが採否を決定する。
 - ・査読者の意見が「条件付き採録」の場合は、メタレビュアーが査読結果を基に採録の条件を書き、原稿と共に編集委員長を介して投稿者に戻し、回答と修正を求める。投稿者からの回答と修正された原稿は当該査読者に送り、「採録の条件」を満たしているか否かの査読を依頼する。メタレビュアーはその査読結果に他の査読者の意見を併せて上記の3つの場合に照らし、採否を決定する。

4. 二重投稿の禁止と既発表論文の定義について

新規性の判定の際に、既発表論文とは何か、二重投稿として禁止対象にするのは何かの問題になるため、以下に本学会の方針を述べます。

投稿原稿と同一内容のものが、同一著者あるいはその中の少なくとも1名を含む著者によって他の学術論文誌に掲載されている場合はこれを既発表と見なし、また投稿中の場合

は二重投稿と見なし、共に採録対象外とする。ここで学術論文誌とは学会の発行する審査を伴う論文誌をいう。

ただし、以下の出版物で公開された内容については、投稿論文の著者または本学会が著作権を保有している限り、途中経過報告と見なし、既発表論文とは見なさない。具体的には、

- (1)国内外の書籍、雑誌、新聞および官公庁、学校、会社などの機関紙、
 - (2)国際会議の論文集、本学会や他学会の大会・研究会等の予稿集、
 - (3)大学・研究所等の紀要、
 - (4)レクチャーノート、
 - (5)特許公開あるいは公告公報、
- などである。

なお、このことは同一あるいは同一グループの著者によるものであり、他人のものであれば学術論文誌以外のものであっても、既に発表されたものは既発表とみなすことは当然のことである。

以上、何卒宜しくお願い申し上げます。